

第7回

金融審議会公認会計士制度部会

2006年6月23日

金融庁総務企画局企業開示課

午前10時01分 開会

○関部会長 ただいまから、金融審議会の公認会計士部会第7回会合になりますけれども開催いたしたいと思えます。

本日は、皆様ご多忙のところご参加いただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議につきましても公開ということでご了解を頂きたいと存じます。

本日は、まず、事務局から今回初めてご出席の委員のご紹介をお願いいたします。また、このたび委員に異動がございましたので、あわせてご紹介いただきたいと思います。

○横山企画調整官 それでは、ご紹介いたします。

まず、岩原紳作委員でございます。

的井保夫委員でございます。

八木良樹委員でございます。

また、杉山委員が委員を退任されまして、増田雅己委員が新たに委員にご就任になっております。

なお、新しい委員名簿につきましては、お手元に配付させて頂いております。また、本日は櫻田金融担当副大臣が出席いたしております。また、後藤田金融担当政務官も少しおくれて出席いたします。

○関部会長 どうもありがとうございました。

それでは、まず、櫻田金融担当副大臣よりご挨拶を頂きたいと思えます。

○櫻田金融担当副大臣 どうも皆さん、おはようございます。一言ご挨拶させて頂きます。

今月7日に金融商品取引法が国会で成立をいたしまして、14日に交付されました。20日後の来月4日には、まず罰則の強化等につきまして施行され、その後は順次法律の各内容が施行されていくこととなっているところでございます。

このように、金融庁といたしましては、市場の信頼性を確保するための法整備に努めてきているところでございますが、監査法人制度のあり方等につきましても、必要な見直しを図るとともに、この観点からも極めて重要な課題だと思っております。

本日は関係者の方々からヒアリングをさせて頂くと聞いております。本日も精力的なご審議をお願いいたしまして、私の挨拶とさせて頂きます。どうもありがとうございます。

○関部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局から事務連絡があるということですので、よろしく願いいたします。

○横山企画調整官 平成17年4月28日の閣僚懇談会申合せにおきまして、「地球温暖化防止及

び省エネルギーに資するため、夏期においては政府全体として軽装での執務を促すこととする」とされたことを踏まえまして、昨年度に引き続きまして今年度におきましても、6月1日から9月30日までの期間、事務室内及び審議会等の会議の場で職員の夏期軽装、ノーネクタイ、ノー上着を推進することといたしましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

つきましては、各委員の皆様におかれましても、上記期間中における審議会へのご出席の当たりまして、夏期軽装にてお越し頂きまして差し支えございませんのでご連絡申し上げます。

○関部会長 それでは、本日は、ご案内のとおり各界の方々からヒアリングをさせて頂いて、これに基づいて討議を頂きたいというふうに考えております。

まず、日本公認会計士協会の藤沼会長から、昨今の会計不祥事の発生要因、これを踏まえた協会としてのこれまでの対応と今後の対応、その他制度上のご提言などについてお話を頂きたいというふうに考えております。

また、日本公認会計士協会については、これまで2回の会合で監査法人のガバナンス、内部統制の現状や品質管理レビューの充分性などについても、これまで委員の方々からいろいろなご質問が出ておりますので、それに対するお答えも含めて、藤沼会長の方からよろしくプレゼンテーションを頂ければありがたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○藤沼委員 おはようございます。公認会計士協会の藤沼でございます。

お手元の資料の、「監査法人等をめぐる議論に向けて」に沿ってお話しさせて頂きたいと思っております。

まず、2ページ目をあけて頂きまして、一応目次として公認会計士協会の役割、最近の会計不祥事の要因、監査法人の特殊性と責任のあり方、監査法人の監視・監督のあり方、日本公認会計士協会の取組み、日本公認会計士協会の要望等という形でまとめておりますので、これに従ってお話しさせて頂きます。

まず、簡単に日本公認会計士協会の役割ということで、どういうことをやっているかということ、これを簡単に見て頂きますと、これは公認会計士協会は会員を全部強制入会ということで、全国を一円とする一個の自主規制団体であるということでございます。また、会員の指導、連絡、監督に責任を負っております。公認会計士の登録事務を行っております。

主な活動は、協会の自主規制機能ということで、継続専門教育、これは公認会計士になってから毎年40時間の専門教育の実施と。そのほか、監査上のあるいはその他の業務の指針となる倫理規定、あるいは監査の実務指針等の整備を行っております。また、監査業務の品質水準の

維持向上を図る目的で、監査の品質管理レビューを、これは自主的に平成11年から実施しております。また、会員が監査業務でいろいろ問題を起こすというようなことがある場合には、個別監査事案の事後的な審査及び懲戒ということも行っております。

次のページに行きまして、最近の会計不祥事の要因についてでございますけれども、これはいろいろ要因はあると思いますけれども、一般的な監査環境に関して言えば、やはりビジネスリスクがかなり拡大しているという、それに対応した監査のリスクが高まっているということだと思います。

企業活動の多様化、国際化、また取引の複雑化というような問題から、特に新しいのは新興市場の急成長と新規公開企業の出現というようなこともあります。企業の側からすると、コーポレート・ガバナンスの問題、いろいろ不祥事が起こったところの会社のコーポレート・ガバナンス、取締役会、監査役会等がどういう役割を果たしてきたのかというようなことの問題というのもあると思いますし、一方、監査人側もいろいろ問題があるとは率直に認めたいと思います。

その場合に、こういうことを言って申しわけないのでございますけれども、日本はやはり諸外国と比べると、監査時間の不足の問題だとか低廉監査報酬の問題というのが前提としてあるということをご理解頂きたいと思います。あと、やはり新たな会計事象についての会計基準の問題ですとか監査基準が、時代の流れに必ずしもタイムリーに追いついていかないという基準未整備の問題があると思います。

次に、監査人の職業倫理ということが、今回特に企業不祥事事案についてはやはりここが1つの大きな問題であるかと思っております。特に、公認会計士法で規定されている社会的使命の認識の問題、あと特に独立性の問題。外見的な独立性はともかく、会計士としての精神的な独立性ということがどうなっているのかと。要するに、監査対象会社との癒着の問題というのがあったのではないかと認識しております。

それと、倫理規定の整備がやはりおくれておまして、新しい時代には会計職業で監査をやっている公認会計士だけではなくに、企業に勤める公認会計士あるいはコンサルティング業務に従事する公認会計士などが増加しています。ライブドア事件の場合には、そういうような公認会計士が企業側のサイドで粉飾と何か関係しているというふうに言われております。

あと、監査事務所の品質管理体制についても改善しなくてはいけないことが多々あると思います。特に、監査法人の寡占化が急速に進みました。4大法人についても、事務所内でのガバナンスの問題、審査体制の整備のおくれということがあったのではないかと思います。

一方、中小監査事務所の組織化ということがやはり非常におくれておまして、4大法人と中堅事務所の格差がどんどん拡大する傾向であります。この辺につきましては、競業禁止規定などが阻害要因となっておりますが、この件につきましてはまた後でご説明させていただきます。

協会は、品質管理レビューを平成11年から、教育的・指導的目的ということで実施しておりますけれども、そこでいろいろ指摘された中で、やはり監査のアプローチの基本的なところでリスク・アプローチが十分に実施されていない問題だとか、監査調書の文書化の問題だとか、各種引当金や繰延べ税金資産の回収可能性等の会計上の見積もりの妥当性の問題だとか、監査審査体制の整備の問題だとか、そういう問題が協会の品質管理レビューで指摘されております。

次に、監査法人の特徴といいますか、それと責任のあり方についてご説明させていただきたいと思っております。

一般事業会社は特に監査法人と比べてどういうところが違いがあるのかということにつきまして、説明させていただきたいと思っておりますけれども、一般事業会社は会社法により機関構成、役員監督責任が明確になっており、会社は監督責任とともに自己の行為責任を負うことになっております。また、役員になる資格は、特別な資格を求められているわけではありません。

一方、監査法人は会計プロフェッションである一身専属的な資格を持つ社員で構成される法人でございます。実際は、4大監査法人については300人、400人という業務執行の責任者が監査を行っております。これらの者は皆会社を代表する者として行動しております。そういう面で一般事業会社は代表取締役というのは多分少数の人たちが代表取締役ということであろうと思うのですが、監査法人の場合には何百人の者が代表取締役と同じようなファンクションを持って監査業務を行っている。こういうところに大きく違いがあるのではないかと思います。

したがって、監査意見の責任は、第一に監査実施責任者とその監査について審査の担当をする者が負うべきであり、監査法人の理事長とか理事は役員でございますけれども、業務管理体制の整備について第一義的な責任を負うべきなのではないかと思います。

そういうことで、監査法人の処罰のあり方につきましては、上記のいわゆる監査法人と一般事業会社との違いから見て、業務執行社員の故意または重大な過失による監査事故によって、法人全体が刑事罰を課されるということが果たして妥当なのかどうか。また、刑事罰の場合には、これは前の機会にもお話しさせていただきましたけれども、監査事務所というのは非常に脆弱性というものがあまして、刑事罰をかけられたという事実だけで顧客離れが始まり、事務所の存続可能性に結びつくというようなところをご理解賜りたいと思っております。

それよりむしろ、行政処罰の多様化をご検討いただきたいと思います、例えば、改善命令、研修指示、課徴金などです。課徴金については、前回の制度部会での話の中で米国のアーサー・アンダーセンの崩壊後、昨年、KPMGが刑事罰を適用されるという瀬戸際まで行ったわけですが、多額の課徴金を課すということで事務所全体の崩壊を免れたということがありました。このような制度の方が実質的な効果を及ぼすのではないかと思います。

次のページでございますけれども、監査法人の組織形態、ガバナンスのあり方でございます。先ほど申しましたように、会計プロフェッションにより構成される人的組織体というのが会計事務所でございます。そういう面で構成員が公認会計士だけではないかと、透明性がないというご指摘がありました。私どもは、税理士、弁護士、IT専門家など、その他の職業専門家を社員として受け入れることも、これは前向きに検討に値するのではないかと思います。ただ、ガバナンスの形態につきましては、監査法人の規模にかなりサイズの違いがありますので、何か決められた機関の設計でそれを一律に求めるということは、現実的ではないのではないかと思います。

例えば役員会、理事会というふうに呼んでおりますけれども、そこに外部の人間を入れたらどうだということがありますけれども、それに入れられる事務所と入れられない——これはサイズが大きく違いますので——事務所もあるということで、その辺のところはご理解賜りたいと思います。

監査法人の組織形態としては、現在の法人のすべての社員が無限連帯責任となっております。これは諸外国にもないような制度でございますので、会社法の合同会社の規定を参考に、有限責任性にして頂きたいと思います。ただし、監査実施責任者、監査の審査の担当者は、これは無限連帯責任を残すということで考えるべきではないかと思います。

また、当然ながら、投資家の保護等を考えれば、監査事務所の財務内容の開示、最低出資金制度、あるいは損害賠償保険への強制加入等を検討するというのも大事なのではないかと考えております。

しかし、小規模の監査法人については、組織形態、例えば5人位の社員しかいないというような小規模なところは、現在と同じようにその選択で無限連帯責任を残してもいいのではないかと考えております。

次に、監査法人の監視・監督のあり方についてでございます。これについて私どもは、次の3点から現行の間接規制であるべきであると考えております。

1つは、我々会計プロフェッション、職業専門家としての専門性、それとやはり職業専門家

としての自己責任、自己規律によって自分たちの業務を改善すべきであると思っております。やはり、今いろいろな問題が新聞紙上で書かれておりますけれども、公的機関による過大な監視というものは、やはり優秀な人材の確保にも支障を来すということにもつながりかねませんので、私どもがプロフェッションとしての自己規律で業務を改善するのがまず第一であろうと思います。

次に、直接規制で監査法人の監視を行うということは、それなりにアメリカの例があって考えられるわけがございますけれども、それは監視側に多くの会計士が必要であるということだと思います。日本の場合には、ご承知のように、会計士の絶対数がまだまだ不足しておりますので、監視側の方にやはり知識・経験や情報量を持つプロの会計士がいないと、監査という特殊な業務に対するきちんとした監視というものがなかなか難しいのではないかと思います。

そういうことで、欧州でも例があるように、会計士の数が少ない場合には、会計士協会の自己規制と官による監視という、要するに民と官の分担による監査業務の監視を行っております。そういうことが現実的な方法ではないのかと思います。

民間にできることは民間に任せ、官はそれを補完する制度が社会的にも効率的だと思いますし、今、規制緩和が社会的な方向であると思っております。

次に、日本公認会計士協会の取り組みでございます。協会は、今まで監査の品質管理レビューを、平成11年から自主規制により実施してまいりました。これは、当初教育的、指導的観点からというところで多少教育的というところに甘えて、会員の業務の改善が進まなかったところがあったかもしれません。

平成16年の公認会計士法の施行により、公認会計士審査会のモニタリングが開始されて、その審査会の提言あるいは検査結果を受け入れて品質管理レビューの改善に努めてきました。また、協会は、教育・指導的な観点をさらに一段と強める必要を感じまして、「教育的」という文言を削除して、「指導的観点」というところに一本化いたしました。

また、レビュー手続の整備とかレビュー体制の強化も図ってきております。

そのようなことで、個別案件の監査上の問題についても、綱紀審査会を設置して厳しく会員の業務を点検し、必要であれば処罰するというも行ってきております。

継続的専門研修制度については、これは平成16年の公認会計士法の施行によって義務化いたしましたので、会員の継続研修40時間については、履修状況について適時金融庁にご報告をしております。

次に、カネボウ事件を受けてどうということを取り組んできたかということでございますけれ

ども、まず監査法人へ品質管理体制の総点検を要請いたしました。継続関与が非常に長過ぎるのではないかというご指摘を受けていたわけですが、自主規制によって、4大法人についてはアメリカ並みに筆頭業務執行社員についてはローテーション期間5年・5年の導入を、その他の社員については、法と同じ7年・2年のローテーションの早期実施ということ、今年4月から踏み切っております。

また、倫理・品質管理については、先ほどの継続研修の中で必修科目として位置づけることにいたしました。

また、外部の人からの内部告発等の窓口として、監査のホットラインを創設いたしました。

今後の協会の取り組みでありますが、やはり社会的に利害関係者が多く、重要な会社である上場会社について、特別な規律を求めるという制度をつくった方がいいということで、上場会社監査事務所部会を設置しようと思っております。約250の事務所がこれの対象になります。

この意図は、上場会社の監査事務所にこの部会への登録を義務づける。規律違反があった事務所はその事実や名前の公表、また重要な違反の場合には除名処分等の制裁措置を講ずる。登録事務所には、規律違反の公表や処分を受け入れることを約束する誓約書を事前に公認会計士協会会長あてに出してもらう。そういうようなことで、会員が自主的に業務の改善に努めるような体制を協会内につくった方がいいのではないかと考えて計画したわけです。

当然ながら、我々だけの自主規制ではなしに、証券取引所等々と連携を強化して、登録制度の円滑な運営を図りたいと思っております。

この事務所の登録制につきましては、今年12月に臨時総会を招集いたしまして、そこで会則を変更し、来年4月から実施に移したいと思っております。当然ながら、この制度は、公認会計士監査審査会のモニタリングを受けるということになります。

また、この秋の総会には、先ほど申しました倫理規定の問題の改訂というものも検討しております。包括的な倫理規定の整備をこの秋の総会に上程したいと思っております。

自主規制機関としての処分権については、公認会計士協会は会員への戒告、会員権の停止、金融庁への処分の申請ということで、実質的に会員の業務に制約を加えることはできないということでありますが、先ほどの上場会社監査事務所部会の登録制度導入等により、自主規制の強化の方法を模索したいと思っております。

今年7月に年次総会がありますけれども、そこでは社会の変化に対応して、社会の期待や要請に協会も迅速に対応できるように、協会の組織ガバナンス改革を前進させる予定です。役

員会の組織改革や事務局体制を一段と強化する、また、外部理事、外部監事、外部監査を導入して、協会運営の透明化、公正化を図るなどの会則変更を提案しております。これは7月の総会で会員の意見を求めたいと思っております。

最後に、公認会計士協会として、今回の公認会計士制度の見直しに当たって要望をしたいというものがあります。

1つは、これは既にお話しをしたものでございますけれども、「監査法人の責任とあるべき組織形態」については、監査法人の社員に有限責任制度を導入してほしいということです。ただし、責任の明確化の観点から、監査の実施責任者と審査の担当は無限責任を残すべきと思います。なお、小規模の監査法人については、組織の実態を考慮し、選択性でありますけれども、連帯無限責任というものを残すということも認めてほしいと思っております。

一方、監査法人に対する刑罰の導入ということについては、両罰の規定は先ほどの話もありますように、法律の効果が監査法人に壊滅的な影響を及ぼすという可能性がありますので、ぜひとも慎重な検討をお願いしたいと思います。

監視・監督のあり方については、やはり公認会計士の絶対数が不足しているという今の現状においては、協会による自主規制の強化策と公認会計士・監査審査会によるモニタリング、両者の緊張感のある連携による規制の分担をしていくのが一番効率的なのではないかと思っております。

あと、「めりはりのある監査規制」と言います意味は、実は今、上場会社という重要な会社以外に、例えば非上場の証券取引法適用会社なども一律に監査規制の方の対象になっておりまして、非上場の証券取適用会社というのは、数は多いのですけれども、代表的には例えば地方のゴルフ場が倒産して会員によって株式会社化した会社が含まれます。そういうような会社がこのカテゴリーに入ってしまう。そういう面で、もう少しめりはりのある監査規制をお願いしたいと思います。

それと、「中小事務所の組織化・育成」という観点です。実は、日本は中小事務所の育成がまだ非常におくれておりまして、その1つの原因としては、中小事務所は個人で事務所を持っている方が監査業務を監査法人に持ち込むというのが一般的です。そういう面で、監査法人の業務は定款の目的事項の中に監査証明業務——これを1項業務と言いますが、それと2項業務で付随業務というものがあるわけですが、中小の監査法人は全部この監査証明業務だけをやる事務所ということになっておりまして、監査法人の業務に競業禁止規定があることから、その他の付随業務は結局自分の事務所に残すということになってしまう。ですから、

監査だけですと業務のサイズが広がらないという問題があります。

そういう面でのこの2項業務についても、これは競業禁止業務という形になってしまうと一切できないということになりますので、全社員の同意を条件として、付随業務も監査法人としてできる場合と、あるいは自分の事務所でやった方がいいような業務と、その辺のところのある程度めりはりのついた法の見直しをお願いしたいと思っております。

あと、「公認会計士資格の更新性」についてです。これについては現行の継続的専門研修制度が法制化されたということで、これは約95%の履修率があるというのが最近2年の実績でございます。残りの5%の会員については、協会のルールで処分を含む手続を行っております。最終的には義務違反者については金融庁に報告されるということで、これはある程度自動的に更新ということに対してチェックが効いているということでございまして、これは研修（CPE）制度の厳格な運用で対応したいと思います。

「監査法人のローテーション」につきましては、これは監査の効率性の観点とか、あるいは国際的な視点から、あまりほかの国でこの監査法人のローテーションをやっているところがないというようなことから、慎重なご検討をお願いしたいと思います。

最後ですが、公認会計士制度の見直しということで、責任の強化とか監視・監督体制の強化というようなことも言われておりますけれども、日本における監査環境の改善についてぜひともご配慮いただきたいと思っております。

第一の問題は、監査時間と監査の低廉報酬ということです。これはファンダメンタルな問題でありまして、最近の『フィナンシャルタイムズ』の記事では、2005年の米国上場会社の監査報酬の平均が490万ドル。日本円にすると約5億円。多分内部統制等の仕事がありますから、その仕事が半分としても2億5,000万円。2億5,000万円で日本の上場会社の平均監査報酬と比較すると、一けた違うという話になってしまいます。これはアメリカですのでかなりコストが高いという事実もありますけれども、このような環境の中で我々が仕事をしているということをご理解いただきたいと思っております。

また、企業のガバナンスの改善もなければ、我々だけひとりで頑張っても有効な監査の実施につながらない、すべてのことがうまくいくわけではないと思っております。

ということで、監査人の置かれている監査環境改善も含めて、公認会計士制度が強化されるように、ぜひとも皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○関部会長 ありがとうございます。

ご質問につきましては、皆さんいろいろあると思いますが、今日はその前にお二方からさらにプレゼンテーションを頂いた上で、一括して質疑を行うということにしたいと思います。

まず、財務諸表作成者の立場から、八木委員にご意見をちょうだいしたいと思います。

八木委員、よろしく願いいたします。

○八木委員 日立製作所の八木でございます。前2回のこの部会を欠席いたしまして本当に申しわけございません。

再開後の本部会に初めての出席なのでございますけれども、部会長から産業界として思うところを述べよという話もございましたので、現時点の考えを申し上げたいと思います。資料なしで恐縮でございます。

ただいまの藤沼会長のお話に続くような形になるわけでございますが、まず、最近の会計不祥事とこれへの対処についての基本的な考え方を申し上げたいと思います。

私ども企業の諸活動が複雑化、多様化しまして、またグローバルな展開も進んで、この数年は会計基準とか監査基準と、これの国際コンバージェンスの動きが非常に急で、これに我々も巻き込まれているわけでございます。

産業界としまして、金融庁を初めASBJとかJCPAとか、あるいは証券取引所とか、そういう関係の方々とともに、我が国の資本市場の重要なインフラであるこの会計や監査の基準が、世界に通用する高品質で信頼に足る水準とならなければいけないということで、コンバージェンスへ向けて積極的に取り組んでおります。

この結果といいますか、1つの考えとして、6月20日でもございましたけれども、コンバージェンスに関する日本経団連の取組姿勢も提言のような形で公表したところでございます。ただ、一方、残念ながら我が国資本市場においても、公認会計士が関係した会計不祥事が少なからず発生し、平成16年の公認会計士法の改正とか、本年5月から施行された会社法、あるいは今般の金融商品取引法へそれらがつながっているのだということを認識しております。

これらの法改正において、公認会計士の独立性の強化とか、企業サイドにおける内部統制システムの構築、さらには上場会社に対する財務報告にかかわる内部統制の評価制度の導入、こういった画期的な制度改革が着実に実行されつつあるというふうに理解しております。

さて、本部会の議論は、これらを踏まえて国際的な視点を持ちながら、さらなる規制を監査法人や公認会計士に課すことの是非、実効性等を検討して、もって一言で申せば、会計不祥事の撲滅を期することというふうに受けとめております。

もとより、ただ財務諸表に関する第一義的な責任というのは、これは経営者にあるというこ

とでございまして、これを踏まえてたゞいま内部統制評価制度が金融商品取引法によって平成20年から実施の運びになるというところでございます。

私の属しております日立製作所でございますが、SECに登録しているという関係もありまして、米国のSO法の域外適用を受ける事情にございまして、米国のPCAOBのルールに準拠した対応に大きな人手、手間とコストをかけて対応しているところでございます。ちょうどこの06年度から我々のような域外企業も監査及び評価の対象になりましたので、現在、モニタリングに大わらわで取り組んでいるというところでございます。

我が国の内部統制評価制度においても、この手続の効率化についての配慮はございますものの、文書化等についての企業側の準備に少なからぬコストを投入することになると考えております。

まず、産業界はこの新しい制度の導入に懸命に取り組むことが第一であるというふうに考えます。日本経団連だけではございまして、私も会員になっております社団法人の日本監査役協会におきましても、会社法の改正やら内部統制評価制度というものを念頭に、真摯に取り組んでいるところでございます。

いずれにいたしましても、コンバージェンスをさらに加速して財務情報の相互承認を目指す、我が国資本市場にとって誠に重要なエポックにあるわけでございますが、ここでこの会計不祥事が発生しているということに関しましては、やはり表現しがたい違和感がありまして、残念至極に思っております。ことに、公認会計士が関係しているということであれば、本部会でさらに実効ある防止策を検討せざるを得ないものと、こういうふうに考えているところでございます。

そこで、続きまして具体的な事項について一つ一つ意見を申し上げていきたいと思っております。

本日、具体的に申し上げる第1点でございますが、なぜ粉飾が行われるかということでございます。経験談を申し上げるという状況にはございませぬので、例えという話でございますが、新規公開して間がないケースとか、あるいは業績不振に陥った企業の経営者といったところで、業績向上へのプレッシャーというのは相当なものがあると思っております。これに負けて、数字の操作に手をつけると、この瞬間に企業経営者としては失格でございますけれども、経営トップの指示を受けた経理部門が決算書を操作しますので、会社ぐるみで大きな罪を犯すということになるわけでございます。

内部統制の評価制度から申せば、全体統制と業務プロセス統制が機能しないで、一体となって会計不祥事を起こしてしまうという構造でございます。もちろん監査役も機能していない状

況でございます。まさに公認会計士監査が当然にチェック機能を発揮すべき局面であるわけなのですが、これが機能していない事例がビッグ4の一部で発生したことが問題を深刻にしていると思います。

公認会計士の独立性の欠如、監査法人内での情報と伝達の不備、また非監査企業と公認会計士との緊張関係が乏しいといった事情も推測されます。以前、企業会計審議会で行ったか、ゴーイングコンサン問題への対応を議論したときに、同じようなことを申し上げたような記憶がございます。やはり公認会計士の毅然とした独立性の確保、これが必須であるというふうに感じております。

第2点は、先ほどもお話のあった監査報酬についてでございます。監査報酬についてはいろいろご意見があるとは思いますが、まずスキームですけれども、取締役会で決定して、これに監査役等が同意を与えるという会社法の仕組みが、問題解決に不十分であるとは考えておりません。監査報酬を個々の契約企業、クライアントではなくて、かわって一定の機関から払ったらどうだというような、そういうアイデアも出たように聞いておりますが、それではやはり市場競争がなくなるおそれがありますし、真の効率性が担保されなくなるという懸念を持ちます。また、各企業がせっかくこの内部統制を整備していても、その整備努力が反映されなくなるといったような問題もあって、これはまずいのではないかとこのように感じております。

また、我が国の監査報酬が監査時間とあわせて海外に比べて少ないと、先ほどもお話があったわけで、それが問題だということでございますけれども、やはりお金と時間の多少の議論ではなくて、監査の質的な向上とともに何よりも必要な経費がどういうものなのかということが、監査法人の方の財政状態についての開示制度の導入等を通じて、十分に行われなくては行けないのではないかと、まずこれが必要なのではないかとこのように考えております。

具体例を1つ申し上げますと、私ども日立グループの05年度のケースでございますが、関与しておられる新日本監査法人及びメンバーファームでありますE&Yに対する報酬でございますが、会計監査・税務関連報酬等全部合わせて約27億円お払いいたしました。このうち23億円が会計監査報酬で、そのうちの10億円が国内での支払額でございます。国内上場会社も多うございますので、このような額になっております。そういうことでございますので、私どもの感覚として国内分が格別少ないという実感はございません。

なお、当社グループは海外子会社について、KPMGその他の監査法人からE&Yに、今一斉に切りかえの途中でございまして、05年はその端境期だったものですから、E&Y以外の監査法人への会計監査の報酬とか、あるいは税務の関連報酬等を払っております。それを含めた

オールトータルでは約53億円に達しております。今後の四半期制度の導入とか内部統制評価制度の導入といったものが、さらに負担増に拍車をかけていくのではないかと。これも懸念事項の1つなのでございます。

第3点でございますが、監査法人の開示についてでございます。監査法人の実態に関しては、私どもには実は知らされておられません。財政状態や経営成績はもちろん、内部統制や審査の仕組み等に関しても、開示制度がございませんので外部の人間にはわからない状態であろうと思っております。先進諸国においても、これまでいろいろ頂戴した資料を拝見しても、これといった開示義務はないように思います。ただ、EUの第8次指令では、ガバナンス構造とか品質管理システムとか売上高、そういったものを記載する年次報告書の公開を求めているということでございますので、我が国においても検討の必要があるのではないかとこのように感じております。

レビュー・パートナーの位置づけとかそういう機能、あるいは内部審査の仕組み、さらには監査法人の決算書など、そういうものを開示するのは、監査法人にとっても決してマイナスにはならないのではないかとこのように考えますし、被監査企業を含めた市場関係者にもこれは有用であろうというふうに思うのでございます。

第4点は責任問題でございます。先進諸国におきましては、監査法人のとする体制といたしまして有限責任パートナーシップ（LLP）が多いということでございます。民事責任について、無限責任から有限責任に切りかえるということが何としても必要なことであるのかどうか。先ごろ導入された指定社員制度とか、あるいは会社法による責任の一部免除制度、こういうもので不十分なのかどうか。そもそも現在どのような不都合があるのか、確認をしたいところでございます。

米国の比例責任制度とか、職業賠償責任保険制度とか、自己資本規制とか、分配規制、そういったことにつきまして、我が国においても議論が必要ではないかと、先ほどの意見同様、私も感じております。

それから、行政責任でございますが、現在は戒告、業務停止、解散命令というふうになっておるわけですが、今回の中央青山の事例では、善意のクライアントの影響も少なからぬものがあつたのではないかと存じます。私は、業務停止もさることながら、監査報告書の虚偽記載に対して、会社法が定める100万円の過料といったレベルではなくて、監査法人について十分重みのある行政罰を検討することも1つの方向ではないかとこのように考えております。

また、この場合には、不服申立ての制度の検討とか、次に述べます監査法人への刑事罰の導入問題、そういったものとの調整を十分に図る必要があるかというふうに考えます。

さらに、この監査法人への刑事罰についてでございますが、諸外国においては制度があるようですけれども、行政罰としての重みのあるペナルティの導入とどのように使い分けていくのか。また、構成要件とか二重処罰の問題もございまして、本年4月には証券取引等監視委員会はその建議を行ったということでございましてけれども、J I C P Aもこれに反対しておられるということでございます。私も、刑事罰については慎重に検討すべき課題であるというふうに認識しております。

第5点は、監査法人の交代制についてであります。これも資料によりますと、海外でもイタリアなどわずかな例しかないと聞いております。たまたま私どもはSEC監査について、監査法人をまさに変更している最中でございまして、海外子会社の監査と関係することもございまして、事務的に大いに時間を要しているところでございます。

制度としての交代制を機能させるには、この監査法人の数の問題とか、引継ぎ事務の問題等もありまして、効率面でも大いに懸念がございまして、これは極めて慎重に取り扱って頂きたいというふうに考えております。

関連しまして、フランスのように独立性を二重に担保する意味で、共同監査を義務づけるといった考え方もあるかもしれません。しかしながら、海外関係会社が対象となる連結監査を想定いたしますと、監査法人の交代制同様に監査効率の低下が予想されますので、これも慎重な配慮が必要だというふうに考えております。

なお、個々の会計士のローテーションにつきましては、7年あるいは5年のローテーションがスタートしたばかりでございます。この実効性というのを、まさに今は見るべき時期であるというふうに考えております。

第6点は、不正発見のときの報告先という件でございます。我が国には取締役あるいは監査役等への報告義務があるわけですが、当局への報告義務は設けられていないとところでございます。フランスでは、当局への報告義務があり、米国は、取締役が対応しないときには当局への報告義務があるというようなことでございますが、この運用の実態がどのようなものであるのかというのをまず確認したいと思います。

直感的で恐縮ですが、監査自体が檢察的な色合いを帯びてくるのではないかとということで、企業としては非常に危惧いたしますし、例えばこの監査報告書を出す直前のタイミングで、このような重大な意見表明が行われたとき、監査法人内部の意志決定が可能であるのかどうか、あるいは、私ども被監査会社の抗弁の機会というものが確保されるのかどうか、このようなことについても非常にわかりません。

企業と監査法人の関係というものを見ますと、やはり緊張関係はあるものの、ある種の協力関係がある。両者が相俟って効率的でかつ品質のよい監査が期待できるという考えを持っており、ますます先ほどのような観を深めるわけでございます。

第7点でございますが、公認会計士監査審査会についてでございます。大きくはJ I C P Aによる自主的な品質管理レビューの結果を受けて、これを検査する仕組みというふう聞いておりますけれども、正直申し上げて本審査会がまだ発足後2年ということでございますので、その成果についてはっきりした見解をまだ私どもは持ち合わせておりません。目下4大法人の検査を行っておられるということで、結果が7月ごろ公表されるということでございますので、それを待っているいろいろご意見を申し上げたいというふう感じております。

最後、第8点でございますが、監査法人の登録制度についてでございます。海外監査法人の登録制が米国にはあって、EUの第8次指令でもこれを求めているということでございます。私どもはたまたまこの米国SEC登録企業ということで、米国のPCAOBが行う登録監査法人に対する検査の影響を受ける状況になっております。一体どのようなことになるのか懸念を持っているところでございます。

それから、先ほどご説明のありました、J I C Pにおかれまして公開会社を監査する日本の監査法人に対して、自主規制機関として行う登録制を検討されているというお話がございましたけれども、これについては、会社法監査と証取法監査とでそのあり方に相違があつていいのかどうかというような疑問も生じます。

連結ベースで見ますと、対象会社の中には非公開会社もあれば公開している関係会社もあり、海外の関係会社もあります。一方、同じ法定監査の中で、非公開会社の会計監査と公開会社のそれと、監査のレベルや監査意見に何がしかの違いがあるとこれまでも個人的には感じております。このままでいいのかどうかという、基本的な問題に答えるべきであろうと思います。

また、海外市場に公開している報告企業を念頭に置きますと、先ほど申し上げました米国のPCAOBによる監査法人が受ける検査が重なってまいります。このように、国内外のいわば屋上屋の制度で監査の効率面への懸念が生じております。そもそも会計基準以上にワールドワイドにコンバージェンスが進んでいると我々が見ている監査基準の分野において、何のためのコンバージェンスなのかという基本的な疑問も生じてまいります。従いまして、慎重な検討を要することだというふう考えます。

以上でございますが、いずれにいたしましても、本部会における検討は、公認会計士監査の実務全般に直接大きな影響を与えるものでございまして、現実的で有効な対応策を探求すべき

だというふうに認識しております。一方、監査の効率性に対する配慮、あるいは監査業務が引き続き魅力ある仕事として一般に受けとめられるような、そういう目配りもお願い申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○関部会長 ありがとうございます。

それでは、最後に、本日は野村證券の仲田執行役にお越しいただいております。仲田さんには、引受審査等を通じて財務諸表を利用される立場からご意見を頂戴したいというふうに考えております。

仲田さん、よろしく願いいたします。

○仲田参考人 仲田でございます。よろしく願いいたします。

私、ただいまご紹介頂きましたように、野村ホールディングス株式会社並びに野村證券株式会社の執行役をしておりますが、実は2つの異なる分野を担当させていただいております、1つは財務統括責任者ということで、弊社の財務諸表の作成責任者という立場でございますが、本日はただいまお話ございましたように、財務諸表利用者の立場でということで、この発言の機会をお与え頂いているというふうに認識をしておりますので、むしろもう1つの引受審査担当という立場で意見を申し述べさせていただければと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

その引受審査担当の立場ということでございますけれども、これは、言いかえさせていただきますと、私どもがビジネスをしております資本市場における、いわゆる市場仲介者という機能を担っている立場と申し上げていいのではないかと考えております。

その市場仲介者といたしまして、まず最初に申し上げたい点は、これは実は言わずもがなの点でございますので大変恐縮ではありますけれども、資本市場、すなわち発行市場、流通市場の両方におきまして、監査法人による監査業務は市場全体の健全な運用を支える最も重要な機能の1つ、つまり極めて重要な社会インフラであるという点でございます。

このインフラは、あらゆる市場参加者、すなわち個人投資家はもとより国内外の機関投資家、また資金調達者である内外の発行体から我が国の市場システムに寄せられております信任の根幹部分をなすものであると考えております。

直近は、この根幹部分におきまして幾つかの事象が起こり、そこから重要な課題が取り上げられ、さまざまな観点での問題提起がなされていると理解しております。

そういう中で、市場仲介者といたしまして内外の投資家及び発行体と日々接しているわけで

ございますけれども、そのいずれの方々も現在進んでおります会計監査制度の議論の行方には、例外なく非常に強い関心を持たれているという状況でございます。

もちろん、我が国の制度ですとか市場への信頼が大きく揺らいでいるという状況では全くないわけですが、個人投資家はもちろん、プロフェッショナルである機関投資家におきましても、企業の財務諸表が適正・適法に作成され、またその内容が監査法人によって正当に監査されているということが、市場に参加する大前提となるのは当然でございますので、そのことをどのような担保していくのかという議論について、外国も含めてすべての市場参加者が注目しているわけでございます。

この大半の市場参加者でございますけれども、本日もいろいろなところで触れられております、米国での通称エンロン・ワールドコム事件、それからその後のさまざまな世の中の変化というのを目の当たりにしてきて、そういった当時の状況をもとに現在の我が国の制度議論の行方につきまして、さまざまな類推や連想をされるという向きも少なくございません。

例えば、ある外国機関投資家のコメントなのですが、「米国での当時、事件は一種の社会現象にまで発展し、マスコミあるいは投資家からのプレッシャーが日に日に増大する中で、監査法人、市場仲介者、ひいては監督当局の対応が後手後手に回ってしまったため、市場が大きな混乱に陥ってしまった」と振り返っております。「我が国の状況がそのような方向に向かわないように、切に願っている。」ともおっしゃっていました。

こうした投資家の声を頂戴するまでもなく、公に開かれた市場における混乱というのは絶対に回避されるべきでありまして、そのためには、私どもを含めた市場仲介者及び市場参加者は、決して後手に回ることのないよう、早目早目に手を打っていく必要があるという認識を持っております。

では、具体的な点を延べさせていただきたいと存じますけれども、その前に、企業あるいは監査法人におきまして、実際に実務に携わっている現場が最近どういう状況にあるかということをご簡単に、私どもで見えている範囲でご紹介させて頂きたいと思っております。

まず最近、新たな会計ルールの導入ですとか、改定ですとか、そういったものがどんどん進行しております。これは、米国あるいは国際会計基準の動きということも深く関連しているかとは思いますが、企業及び監査法人においてはそれに適応し、また適切に対応を図るために、現場レベルで相当な負荷がかかってきております。また、日本におきましても四半期決算というのが定着していく流れにあると同時に、適時開示ですとか、あるいはその開示の正確性といったものにおいて要求されるハードルもますます高くなってきております。

そういう中で、期末の決算短信の作成、そして決算発表、それからその後直ちに会社法あるいは証取法上の決算及び監査の作業、それから有価証券報告書といった開示書類の作成・提出という一連の作業を、非常に限られた時間内で完了しなければならないということで、そのための現場の負荷というのもますます増大してきているというのが現状でございます。

さらに、企業ガバナンスの向上についてでございます。これは、その重要性に鑑み当然のことではありますが、ここでも要求のハードルの高さは上昇する一方でございます。その結果、会計及び監査はある期末時点での数値を作成し、あるいは検証することだけが求められるわけではなく、そこに至る全期間、つまり期中全般におけるプロセスそのものの詳細な検証も求められるという状況になってきております。

加えまして、経営の実績すなわち業績という、いわゆる結果数値、あるいは過去数値に関する検証にはとどまらず、それに加えて例えば事業計画ですとか、あるいは繰延税金資産の妥当性といった、いわゆる将来数値に関する検証をも求められるようになってきている状況でございます。

もちろんこれらのことは、それ自体いずれも正しい方向であると思っておりますし、米国と同様日本におきましても、この流れはますます進んでいくものと認識しております。そこで、こうした状況も踏まえながら、私の考えをを若干申し述べさせて頂きたいと存じます。

まず、1点目でございますけれども、監査法人の独立性確保という観点でございます。この点につきましてはこの場でも既にご議論が行われておりますので、私がここで多くを述べるに及ばないかと存じますけれども、冒頭申し上げました社会インフラとしての重要性に鑑み、独立性確保というのは極めて重要な論点かと思っております。

この点は、既に監査法人の側におかれましても十分に認識をされ、実務のフローの中で必要な施策が実行されつつあると理解しておりますが、外部から見てより判りやすい形を整えるということは、市場全体にとってもプラスであると考えております。

なお、この独立性確保の議論におきまして、1点だけ触れさせて頂ければという点がございます。それは、本日既に触れられている点でございますけれども、ローテーションということでございます。このローテーションという考え方自体につきましては、その趣旨が既に市場におきましても広く理解されているところかと思っております。ただ、現在行われております議論の中で、いわゆる監査法人自体のローテーションということもご意見が出ているというふうに仄聞いたしております。

私自身、そのお考え自体を全面的に否定するというものではございませんけれども、実務的

な観点から考えますと、果たしてそれは現実的に機能するものだろうかという疑問を持っております。

多くの企業では事業を進めていく中で、法定の監査以外に、第三者である外部の専門家による検証や助言を必要とする場面がほぼ日常的に出てまいります。その中で、分野によってはそれを会計監査法人にお願いするというケースも非常に多うございます。このような業務を、いわゆる非監査業務と呼ばせていただいておりますけれども、この非監査業務のうち、いわゆるコンフリクトマネジメントの観点から、法定監査をご担当頂く先にはお願いできない、あるいはお願いしようとしてもお願いできる範囲がおのずと限られてしまうケースが多々出てくるということでございます。

例えば、米国ですとかあるいは日本におきましても、非監査業務の中で担当監査法人に依頼してはいけない、いわゆる禁止業務というものが法律で具体的に列挙されております。また、法的に禁止業務には当たらないけれども、コンフリクトという観点から担当法人ではない先に委託すべきであるというケースも、実際に先ほど申し上げましたように多うございます。

さらに、それが海外業務にかかわる専門的な事項ですと、受けて頂ける先というのはかなり限られてしまうという事情がございますし、あるいは規模が小さい監査法人では人員数の物理的限界があるといったこともありまして、どうしても大手監査法人の方をお願いをする場合が多くなるというのが現実でございます。

ご承知のように、特に公開企業の場合、監査を担当するのは大手の会計士事務所というケースが多いわけでございますけれども、そういう中で今述べさせていただきましたような事情を加味いたしますと、監査法人そのもののローテーションの義務化というのは実務的に極めて困難な状況を、企業側及び監査法人側双方に引き起こす懸念があると考えております。

また、同様の観点から、複数の監査法人による共同監査制度の義務化という点につきましても、実務的な困難さが出てまいる恐れがあるのではないかとこのように考えております。

以上より、監査法人自体のローテーションにつきましても、何とぞ慎重なご議論をお願いいたしたく存じます。

続きまして、監査の効率性の観点でございます。既に述べさせていただきましたように、会計監査業務においてカバーすべき範囲はますます広く深くなっておりまして、一方で一層の迅速性と正確性も要求されてきております。それらをすべてきちんと達成していくためには、人員数を含めた物理的なキャパシティを増大させていくとともに、質的な向上も当然ながら図っていく必要がございます。この点に関しては、既に関係各位におかれまして相当のご努力が払

われていると理解しておりますけれども、市場仲介者という立場で考えますと、それらは結果的にコスト増加という形であらわれ、最終的には市場参加者、利用者に転化されていくということでございます。

この点に関連して、これは内外の投資家から聞かれる声でございますけれども、先ほど触れました米国の例で、事件が起こって以降現在までの様々な動きを振り返りまして、結果的に、いわゆるオーバーレギュレーションの状況が生じているのではないかと、それが市場の競争力を削いでいるのではないかと、投資家にとって市場利用コストが過剰に増加しているのではないかと、この懸念を、実は頻りに耳にいたします。

もちろん、国民経済を支える重要な社会インフラの正当な維持コストであれば、それはその利用者が分相応に負担していくというのは当然のことでございます。しかし、それが万一過度なものになりますと、結果的に市場全体の発展にプラスにはならないおそれもございます。会計監査制度改善の検討におきましては、いわゆる経済的効率性という物差しをぜひともお加え頂いたご議論をお願いしたいと、かように考えている次第でございます。

その一方で、監査法人に求められる責任範囲がどんどんと増大する中で、その正当な対価はどうあるべきかという観点も、この議論の中には含まれるべきであるということも申し添えさせていただきます。

次、3点目は、品質管理の充実と透明性確保という観点でございます。昨今、資本市場におきましても透明性ですとかアカウントビリティということの重要性が注目されております。例えば、弊社の例で大変恐縮ではございますけれども、社内手続としての新規公開候補企業の審査を行うに際しましては、ガバナンスの適正性、あるいは組織内部における意志決定プロセスの透明性といった点につきまして、各企業の経営者と十分な確認をさせて頂いております。

また、一たん公開した企業には、適正なガバナンス体制を維持し、透明性とアカウントビリティの確保に万全を期すことが求められ、またそれを監査法人がきちんとチェックをしていくという仕組みになっているわけでございます。こうした透明性とアカウントビリティの確保によりまして、各企業の経営の質の向上、あるいは品質管理の充実が図られているわけでございます。

これと全く同様に、市場におきましても、参加者、利用者がそれぞれガバナンス体制の充実と透明性確保に取り組むことは、市場全体の健全な発展に不可欠でございます。その意味でこの場でご議論されている、例えば自主規制強化といった品質管理のための仕組みの充実、あるいは開示の仕組みの整備といったことは歓迎すべきものであると考えております。

続きまして、監査法人と引受会社、あるいは市場仲介者の協力体制ということについて、若干述べさせていただきます。ここまでは資本市場における監査法人の役割の重要性という観点からお話しをさせていただきましたけれども、市場仲介者である証券会社自身も同様に、市場の健全性を確保するため重要な機能と責務を負っている立場でございます。

特に、発行市場におきましては、引受証券会社としまして、発行会社が新たに発行する有価証券を投資家に分売するに当たり、事前に開示面も含めまして審査をさせて頂いております。その際、投資家に提供すべき情報が目論見書に適切かつ正確に記載されるよう確認させて頂いているわけでございますけれども、いわゆる引受審査及び目論見書の記載内容のチェックというプロセスに当たりまして、実務面で担当監査法人のご協力がなくてはならないものであります。そういう意味で、引受証券会社と監査法人の間の適正な連携は市場の健全な発展のために極めて重要な意義を持っております。

我が国資本市場の過去の歴史におきましても、この監査人と引受証券会社の協力のもとに会計不祥事等、市場の信任を揺るがすような事態を防ぐ防止策を検討、立案してきたという歴史がございます。今、まさにこうした協力体制の重要性が改めて市場で注目されていると認識しております。

また、これは市場仲介者と監査法人についてのみにとどまらず、市場関係者並びに参加者全員がそれぞれの立場、役割を明確に理解し、その責任をきちんと果たしていくことが市場全体の健全な運営と発展のために何にも増して肝要と考えております。

最後に、グローバルという観点でございます。かつて私たちは90年代の後半に、特に海外におきましてですけれども、日本の金融機関が抱える不良債権は公表されたものよりも巨額に上るのではないかとといった不信感から、国際金融市場で資金を調達する際に金利を上乗せされる、いわゆるジャパンプレミアムの拡大という事態を経験しております。

また、最近では、国際的な会計基準のコンバージェンスに関しまして、我が国の会計基準がローカル基準として孤立してしまうのではないかとといった懸念が表明される場面もございます。

一方、米国におきましては、米国企業改革法の財務報告に係る内部統制への対応コストが、米国の資本市場の競争力を低下させているのではないかとの議論も出てきております。また、同じく米国におきまして、米国上場企業等を監査する外国監査事務所の登録が求められ、それに対してEUの第8次指令では、欧州各国市場を監査する外国監査事務所の登録が求められるといった形で、欧米間では既に監督当局の相互牽制体制といったものが敷かれるような状況になってきております。

今後、各国の監督当局が相互に検査を行うという状況になった場合に、制度あるいはスタンダードの違い等によりまして、その検査の内容、あるいは結果が違って来る、一致してこない、あるいは好ましくない結果が出てくるというようなことになりますと、資本市場そのものに対する信任の低下を招くという可能性もございます。

そこにおいては、過去に起こった、先ほども申し上げましたジャパンプレミアムの負担といったような事態が、我が国の企業にまた起きるのではないかと、ということも可能性としては否定できないのではないかと考えております。

また、我が国の監査制度が、他国と比較してですけれども、オーバーレギュレーションとなった場合には、我が国の資本市場の競争力、あるいはそれを利用する市場参加者の経済活動そのものにも影響が出るということも十分に留意すべき点であろうと考えております。

したがって、会計監査制度の見直しに当たりましては、資本市場、経済活動のグローバル化及び会計基準のコンバージェンスといったことも視野に入れた上で、グローバルな観点での効果性あるいは効率性ということを踏まえたご議論をぜひともお願いしたいと考えている次第でございます。

以上、お話し申し上げましたことを最後にまとめさせていただきますと、内外の投資家並びに発行体は、我が国の会計監査制度に関して、どのような改革が進もうとしているか注意深く見守っております。私たち市場関係者は、米国等での過去の事例を他山の石として、スピード感を持って具体的方策を決定し、それを速やかに実行していく必要がございます。

そして、そこにおきましては、監査法人の独立性、市場関係者全般にわたる透明性とアカウントビリティの向上、監査業務とその品質管理における効率性の確保、市場関係者と参加者間の責任の明確化と適正な協力関係といった観点がぜひとも必要であり、また、そのいずれにおきましても、グローバルな整合性という観点を常に持つていくべきであると考えている次第でございます。

以上で、私からの意見陳述を終了させていただきます。ご清聴誠にありがとうございました。
○関部会長 どうもありがとうございました。

討議に移ります前に、前回、米国のPCAOB、今も随分出ていましたけれども、これが一体どういう組織かということについてご質問がありましたので、ごく簡単に事務局から回答することにしたいと思います。

○横山企画調整官 それでは、ご説明申し上げます。

お手元の資料の「公開会社会計監督委員会（PCAOB）の概要」をおとりください。

まず、設立の概要ですが、このPCAOBはいわゆるSOX法に基づいて2002年に設立された非営利法人でございます。SECの監督下でございます。SECの監督権限としては、委員とか委員長について、SECの長官がFRBの議長と財務長官と協議の上任命することとなっております。PCAOB委員長の初代はマクドノーという元ニューヨーク連銀の総裁で、その方がしばらくやっていて、その後グラディソンという委員が委員長を代行していましたが、つい先日、オルソンという方が委員長に指名されました。

あと、SECはPCAOB自体への処分権限を持ってまして、PCAOBの持っている権限は後でご説明しますが、それを撤回したり、PCAOB自体に戒告したり、活動とか役割とか業務を制限したりできます。また、PCAOB委員自体への処分を行うこともできると。PCAOBの予算ルール、監査基準等といった規則をPCAOBがつくっておりますが、そういう規則を承認する。あとは、PCAOBか監査法人に対する懲戒処分、検査を行うのですが、それに対する監査法人側の不服申立ての審査を行う。そういうような監督権限をSECが有しております。

2ポツのPCAOBの所掌事務ですが、まず上場会社を監査する監査事務所の登録です。この登録されている事務所数は、2006年5月現在で約1,660でございます。次に、監査基準、品質管理基準、倫理・独立性規則等の策定、また監査事務所に対する検査（inspection）です。検査につきましては、大手監査事務所——大手監査事務所というのは、100を超える発行体に対する監査報告書を出す監査事務所でございます——につきましては、毎年、また、その他100以下の発行体に対する監査報告書を出す監査事務所は少なくとも3年に1回行うこととなっております。

さらに、監査事務所等に対する調査（investigation）及び懲戒処分の権限を持っています。このinvestigationというのは、SOX法とかPCAOBの規則、その他SECの規則とか証券法に係る違反の可能性のある行為についての調査でございます。懲戒処分については、前回は説明いたしましたとおり、登録の一時停止・抹消とか他の監査法人への就業禁止、業務停止、譴責、専門職業教育訓練の要求。あとは民事制裁金です。これは結構高額で、原則自然人に対しては10万ドル以下、法人に対しては200万ドル以下。故意・過失、繰り返しの違反の場合は自然人だと75万ドル以下、法人は1,500万ドル以下、日本円にすると17億2,500万円ぐらいなのですが、までの民事制裁金をかけることができます。

最後に企業改革法、PCAOB規則の遵守に係る執行を行うということになっております。ちなみに、監査従事公認会計士数は、前回は説明いたしました、アメリカでは約13万人いると

いうことです。

なお、公認会計士の試験につきましては、これは州単位の会計士の委員会の国レベルの組織、NASBAというものがございまして、これが実施しております。

次に、3ポツの組織及び人数ですが、ボード、これは委員及び4名の常勤委員から構成されます。委員の任期は5年でございます。主たる部門としては以下のものが設置されております。まず、執行・調査部門。これは、監査事務所等に対する調査及び懲戒処分、法執行をやるところで、弁護士、会計士といった専門職だけで約25名、登録・検査部門につきましては、検査官約225名、主任監査室というところは、監査基準等の設定をやっているところですが、会計士約25名。職員数としましては、2006年1月時点で全体で427名、2006年中に100名程度増員予定ということでございます。なお、検査部門については、今年度中に50名程度を増員予定ということでございます。

ワシントン本部に加えまして、ニューヨーク、シカゴ等全米8都市に支部を設置しております。

次のページでございますが、資金調達の方法と予算でございます。2006年度の予算につきましては、経費見積額は約1.3億ドル、そのうち人件費が約1億ドルです。PCAOBはSECに承認された予算をもとに計算した必要経費を、会計サポート費という費用として各上場企業に割り当てております。その各企業への賦課金額は、その発行株式の時価総額によって決定されます。

ちなみに、2005年度では上場会社は9,563社ありまして、イメージ的に言うと5,000ドルを超えるのが約4分の1の企業、つまり、5,000ドル以下が約4分の3の企業です。また、例えば、100万ドルを超える、日本円で約1億1,500万を超える企業が約14社、5万ドル、日本円で600万円弱を超える企業が約450社。逆に、100ドルから500ドル、非常に小額ですが、それが全体の約30%で2,750社ということでございます。

会計サポート費のほかに、PCAOBへの登録料として、2005年度については6万6,000ドル、日本円にして約760万円程度がとられています。これは、2005年度に244の監査事務所が新たに登録されていますので、それに対する登録料でございます。

以上でございます。

○関部会長 お待たせいたしました。

今日伺ったヒアリングであるとか、ご説明等を踏まえまして、委員の方々からご質問や監査法人制度のあり方等について、ご意見をご自由に頂きたいと思っております。どなたからでも

結構ですから、どうぞ。

○山浦委員 非常に参考になるご意見をお三方から伺ったのですけれども、実は今、会計基準あるいは監査基準の国際的なコンバージェンスの問題が急速に進展しておりまして、我が国市場が海外に対して信認を得るといふ、そういうことのためだけでもこのコンバージェンスというのは必要とされるような状況です。もちろん、会計基準の実質的な精緻化あるいは監査の精度向上、そのためにもやはり必要というのも当然の話なのですけれども。

ただ、そこで非常に懸念していることがありまして、今、国際会計士連盟が設けております I A A S B、国際監査基準をつくる母体ですが、その会議に定期的に出席しているのですけれども、ここでは、次第に監査基準の精緻化が進んでいます。この動きというのは、特にエンロン以降非常に急速に進んでおりまして、例えば連結財務諸表の監査とか、あるいは不正に対する監査人の取り組みとか、あるいは今問題になっているフェアバリュー、つまり公正価値に対する監査人の関与の仕方とか、いろいろな課題が上がっております。

その中で、日本の監査報酬の実態、先ほど八木委員の方からご紹介があつて、伺った範囲では、むしろ日立製作所さんはかなり高額な支払いをされているということがわかりまして非常に感心したのですけれども、押しなべて日本の企業のことを考えますと、先ほど藤沼委員の方からあつたように、海外に比べて小額であるようです。

で、どういった問題が起きているかといいますと、一方で監査に対する手続が非常に詳細なものになり、品質管理のためによりサポート部門の充実が必要になり、さらに、例えばドキュメンテーションといった証拠に残す作業も必要になってきています。そういう国際的なコンバージェンスを背景に手続が精緻化されてきているというところでもって、一方で監査報酬が据え置きというかあまり上がっていません。また、なかには、このような報酬で監査契約をよく引き受けるな、といったケースも仄聞します。

そして、それが現場でどういうことになっているかといいますと、私が聞いている範囲によりますと、現場の会計士の作業量が非常にふえてきている。ふえてきているけれども実際にはマンパワーには限りがある。その結果、監査手続の空洞化と申しましうか、実際に監査基準等で要求されている手続と実際に行われることとの間にギャップが出てくる可能性がある。また、これは先ほどの品質管理体制といったものの不備にもつながる可能性もありますし、さらに言いますと、現場での会計士のモチベーションといったものにも影響するかもしれない。

そういう意味では、報酬の体制がどのあたりが適切な水準かというのは、それはわからないのですけれども、少なくとも日本の監査人に対する報酬の支払いのあり方は、見直す時期に来

ているのではないかと考えております。

もちろんこれは、企業の例えば内部統制に対する整備努力とかそういったものを反映、あるいはリスクの程度に反映するというのは当たり前で、これを例えば国家管理に置くとかという意味では決してありません。私はむしろ逆に反対なのですけれども。ただ、もし監査法人と企業との間での適正な監査報酬について——契約関係になるのですが——協議で決められる、その仕組みが、何らかの形で機能不全に陥っているのであれば、やはりこれは見直す必要があるのではないかというふうに思っているわけです。

○関部会長 ありがとうございます。

ただいまの山浦先生のご議論は、適正な監査報酬のあり方を見直さなければいけないという問題提起だったと思います。

そのほか、いろいろご意見あると思いますからどうぞ。

○根本委員 今ご指摘のあった報酬の決め方というところも、私もぜひもう少し詳しい内容を伺いたいと思っております。例えば労働時間とか、あるいは問題の複雑さとか、そういうものに比例しているのか。あるいは何か競争関係とか交渉関係とか、そういうもので相当決まるのか、そのあたりを教えて頂ければというふうに思いました。

6 ページ目に関して、一般事業会社との相違というところについて、これはまだ深く考えていないので、感想で申しわけないのですが、監査法人の場合、事業会社と違って、監督責任、自己の行為責任というのは事業会社と違う形態なのですというお話があって、それはそうではあると思ったのですけれども……。

一方、有価証券報告書などを使っている投資家サイドというか、私どもの立場から言うと、やはり個々の監査意見のサインをした方をそれほど大きくフォーカスして、有価証券報告書のクオリティを見ているというよりは、どちらかというやはり監査法人そのものの質というのを見させて頂いているというか、その監査法人がその名前のもとで承認されているので、一定のクオリティがあるのではないかというふうに投資家としては考えていますということです。

もう一つ、藤沼委員にご質問させて頂きたかったのは、9 ページの監査ホットラインの創設というところなのですけれども、もう少しできれば詳しく、内部告発などに対応されているというお話があったのですが、実際そういったことで活用の余地は大きいのではないかと思うのですけれども、それがどういう形で吸い上げられて、実際にフィードバックとかをどのようにされていらっしゃるのか、そのあたりを教えて頂ければと思いました。

最後に、ちょっと質問させて頂きたいのですけれども、先ほど監査法人自体のガバナンスも

というお話があって、私ども企業のガバナンスなどを格付会社として見ている立場では、経営者の方の報酬とか評価というのがどのようにされているのか、それを開示していただくというのが一番望ましいのですけれども、それと類似した形で、監査人の方、特にシニアの方の評価とか報酬というのはどのように決められていらっしゃるのか、そういったことも含めて教えて頂けるとありがたいと思います。

前回、原委員の方から、個々の会計士の方は非常にインテグリティの高い方であると。それがなぜ不祥事などが起きるのか。もしかして、ご本人は意識しない問題があるというご指摘があって、それがすべてこういったことではないと思うのですけれども、例えばお客様をリテンションできないことが、ある意味妥協というか、不正を見つけられない、リテンションできないことで何らかの、例えばシニアの方がネガティブな影響を受けるということで、それが独立性を阻害するとか、そういうことはないのか、できれば教えて頂きたいと思います。

○関部会長 それでは、藤沼委員、今の報酬の決まり方の実体がどうなっているのかという議論。これは、企業が払う監査報酬はどういうふうに決まっているのか、実態としてという議論が1つと、それから、非常に大事な話だと思うのですけれども、監査法人の中での特に偉い人たちの報酬の決まり方はどうなっているのだという、こういう議論が根本委員から提起されたと思うのです。その辺を含めてご説明をお願いいたします。

○藤沼委員 報酬の決定につきましては、監査人からも意見がありますでしょうし、また企業サイドからもお話を伺った方がいいとは思いますが……。

前回のこの部会の際に、伊藤委員からお話がありましたように、監査報酬は実務的には経理の担当者が監査法人の仕事の内容を一番近くで見ているので、一般的には、経理の担当者との交渉で決まると思います。経理担当者の場合にはどちらかというと、前年実績との関係で予算設定をする。そういうようなことで、大体前年から何%アップというようにところで決まるのが実態ではないかと思えます。

そういう面で、会社内部で、例えば監査役というような方が、いや、ここの分野は重要なので監査をやったらどうだとか、ここは気になっているのだがというようなことで言ってくれば、別の角度からの提案となりますので、そういう面で監査範囲を拡大する、監査報酬を上げるということにもつながると思います。

それで、質問の中で、監査ホットラインについての件があったので、それについてもお話しさせて頂きたいと思います。協会は今まで会員からいろいろな意見を吸い上げるということ、告発的なものも含め窓口を設けることはやっていたわけですが、今回このような大

きな問題が起きましたので、広く監査ホットラインを開設したということをお知らせいたしまして、それでかなりの数の告発的なものが協会に届いております。多分それは、協会だけではなしに金融庁とかほかのところにも行っているかも知れません。

協会としては、それを受ければ、まず監査業務審査会というところがございますけれども、そこで対応すると。で、その事実があったかどうか関連の会員に問い合わせ、事実が合っているかどうか調べる、ただ単に告発だけで中身がないものだということもありますので、その辺のところの事実関係を調べて、問題があれば監査業務審査会で審査して、さらに問題があれば綱紀委員会で調査し、会員の処分をするという形になっております。

あと、事務所内の報酬の決定方式につきましては、これは事務所によってそれぞればらばらでございまして、必ずしも統一的な方法はないと思いますけれども、基本的には監査法人の全体的な方針というものの中でやっている場合と、事務所によっては事務所の部門を中心として決定しているという場合もあります。

したがって、報酬はある程度シニアの方が、どちらかというとなシニアの分だけ多く受け取るという、こういうような構図がありまして、ただこういうようなことではまずいということで、今監査法人は全社的な1つの報酬のテーブル表というものをつくりまして、それにその人の業績、業績も従来までは例えば新規お客を獲得してきたとか、そういうような部分も考慮されていたのですが、現在はそれ以外に、品質管理とか監査のクオリティ、それについて責任を負う者に対する配慮というものを加味しているのではないかと思います。

増田福会長、もし追加することがあれば追加して頂ければと思います。

○増田委員 監査法人における代表社員等シニアの報酬の決め方なのですが、今藤沼会長の方で話があったのですが、全体的に一般の会社と同じようになってはきていると思うのです。つまり、一定のルールを全社的に統一して適用するというふうになってきているのですが、問題なのは、やはり地方事務所というのが結構ありまして、私の所属する事務所ですと地方に20数箇所あるわけです。東京事務所だとか大阪事務所だとか、そういった大規模事務所では統一して決めてきていますが、地方事務所では統一されておらず地域差があるということはいえると思います。

ただ、そうは言っていますけれども、今全社的な品質管理を求められるという状況なので、やはりシニアの報酬の決め方、パートナーの報酬の決め方なども、一定のルールをつくってきちんとした形でやるというのが今主流になってきているというふうに理解しています。

○関部会長 その前に、会社の側から見て、的井委員、どうですか。監査報酬の払い方という

ものがどういうふうになっているのか、よく共通認識しておきたいということですからご意見をお願いします。八木さんのところは先ほどの説明で大体わかりました。

○的井委員 先ほど藤沼会長からお話しがあったような決め方が通例かと思います。ただ、やはり金額的には相当膨らんできていますから、決して担当者レベルでは終わっておりません。私などはかなり積極的に数字については関与して決めております。当然、社長まで決裁を頂かなければいけない制度になっていますから。

○関部会長 報酬のことでどうぞ。

○原委員 事実だけなので、先に意見を言わせていただきます。

金融商品取引法が国会審議にかかっておりまして、私もできるだけ審議の傍聴に入っていたのですが、今回の中央青山監査法人のことがあったものですから、監査のあり方もかなり質疑の中に登場してきておりました。

その中で、国立大学は独立行政法人になったということで、この監査のあり方が問題にされていて、ある大学では250万ぐらいの監査でおやりになっていて、それで一番大きい大学、これは東大だったのですが、数千万円というオーダーで、もちろん組織の規模が違うというところもあるのですが、やはり根拠が非常に不明瞭というか、不明確です。

私は、金融もやっていますが環境問題もやっていて、環境管理監査というのをやっているのですが、それは規模とか、それから何を見るべきかというので口数のようなものを決めて、きちんと見るべきものによって金額が積み上がっていくという方式をとっていて、非常に明確なものです。

それに比較しても、非常に不明瞭というようなところがあって、組織の規模もありますし、それから見るべきものというのがあると、どれだけの人数をどれだけの日数をかけるべきかという業務の内容が、当然そこは明確に出てくるわけなので、私はやはり報酬体系のあり方というのは大変大きい問題としてあるのではないかというふうに感じております。

○関部会長 どうもありがとうございました。

報酬の問題は、今、原委員がご指摘のように大変大きな問題だと思いますし、第1回だったと思いますが、斎藤静樹先生から、監査報酬というのは会社の規模にディペンドして決まっています、リスクに応じて決まっていないのではないかという問題提起もございましたし、この問題は引き続いて大事な問題として、当会で詰めていきたいというふうに思っております。

それでは、報酬関連でも結構ですが、どうぞ、大崎委員。

○大崎委員 今日、さまざまな方からさまざまなお立場、いろいろな観点からのお話を頂いた

わけですけれども、皆様のお話を伺っておりまして共通点としては、いろいろな問題が起きてその対策を話し合っているから、当然と言えば当然なのですが、やはり何かやらなければいけない。そしてやる場合は官がやるのか民がやるのかといった分担の問題は別として、とにかく何か人手をかけたことを新たにやらなければいけないというところは共通していると思うのです。

それは、当然と言えば当然なのでありますが、お金がかかる話でございまして、さっきの報酬の問題もまさにそういうところなのですけれども、安いからといって引き上げればいいのかという話がございます。

そこで、今日いろいろなお話を伺っていて感じたことなのでございますが、今後具体的な制度を詰めていく中で、1つ提案したいと思っておりますのは、制度の立てつけを考えると、上場企業を対象にした制度を考える場合は、企業の時価総額によって適用する制度をかなり大きく変えるというようなことを、日本でもこれを期に検討してはどうかなということを思いました。

と申しますのは、確かにリスクが高い、問題を起こす可能性が大きいということで、ではたくさん手間をかけなければいけない、手間をかけた以上はお金をよこせという話をしていきますと、どうしても新規公開したばかりのベンチャー企業のようなところが、相当な負担を強いられることになってしまうと思うのです。

これは実際に、99年にナスダックジャパンがやってきて、新興企業ブームというのが始まる前は、未公開の会社さんが公開をためらう最大の理由は、監査済財務諸表が必要だと。そうすると、監査法人に監査料を払わなければならないと。それが実は一番の大きなネックになっておったという実態もあるわけです。多分、その後それがネックでなくなったのは、変な話でございまして、公開企業がふえていく中で、一種の獲得競争があつて、出世払い的な観点で監査報酬について柔軟な対応をして頂けたらからなのではないかなと、私、いろいろなところから推測しておるのですけれども……。しかし、事ほどさように、やはり品質保持ももちろん非常に重要ですし、どうでもいいと言うつもりはないのですが、コストというのは大きな問題なのでございます。

そして、最近世の中で問題になったことを見ますと、カネボウはなぜあんな大きな反響があつたのか、あるいはライブドアにしてもそうでございます。若い会社ではあつたわけですが時価総額は一時は1兆円まで行ったわけでございます、極めてマーケットにおける存在感が大きい会社だったからこそ大きな問題を引き起こしたわけでございます、アメリカなどとアクセレレイティッドファイラーなどという制度がありまして、時価総額で7,500万ドル

を超えるか超えないかで適用される開示制度自体が異なってくると。先ほどご紹介のありましたPCAOBの場合でも、時価総額によって規制当局へ納めるべき負担金が異なってくるといようなお話もございました。

今後、具体的な検討でそういった視点を、日本でもぜひ入れていく必要があるのではないかと考えた次第でございます。

○伊藤委員 今日、いろいろな方からいろいろ詳しいご説明を聞きまして、大変勉強になったわけです。

私は、ちょっといろいろ感じているのですが、前回の話も、八田さんが最後に精神的独立性ということをおっしゃっていましたね。つまり、今回の我々の会議を始めた発端というのは、カネボウの問題がありライブドアの問題があり、それは不祥事が発生して、直ちに判明をして得たというものではなくて、相当期間、いずれも長い期間、カネボウに至っては何十年も行われておったと。しかもそれが大企業であって、その監査をしていたのが大法人ではないかと。つまり、そういうところについての原因は何かということがきちんと整理されないと、今日皆さん方に聞いた大変詳しいご説明は、どこに優先順位をつけたらいいのかということが、恐らくご審議されている方もわかりにくいのではないかと私は思うのです。

したがって、前2回お話がありましたけれども、一遍そのあたりのところの棚卸しを何らかの形でおこなって頂いて、それをつぶさない限り同じような問題がまた四、五年たったら起こってこないだろうかということをお願いしたいというふうに思うわけです。

つまり、例えば独立性、それから透明性のところが私は起因すると思うのだけれども、そのところの独立性というのは一体どこに起因しているのかと。つまり報酬金額の多寡なのか、いや支払いの方法にあるのか。それから20年間も監査法人の中で、しかも大法人の中で放置されている体質は一体何なのかと。そこをクリアーにやって頂かないと、この問題というのは従来の形に終わってしまう可能性があると思います。大変厳しいことを申し上げますが、私は本質論を申し上げているのですが。

以上、そういう点を踏まえてご検討頂かないと。経営者サイド、投資家サイド、公認会計士サイドからいろいろご説明は聞き、そのやり方はたくさんあると思うのですが、しかし、結局総花的に全部対応策をやっても、また再び問題が起りかねないようなことを心配しております。

以上です。

○関部会長 藤沼さん、より体質的な問題なのではないかというご指摘について、ご感想があ

ると思いますけれども、どんなふうにご理解されているかご意見をお願いいたします。

○藤沼委員 これは、私の個人的な考え方なのですが、カネボウの場合には非常に古いパターンの損失をずっと引きつってきたと。これは新聞報道によるのですが、それを同じグループの監査人がずっと関与をしてきたと聞いております。審査体制もあつたけれども、そのレビューパートナーという役割が機能しなかったと言われております。

1つは、精神的な独立性の問題なのですが、事務所全体としては大きな重要性はなかったかもわかりませんが、そのグループにとっては非常に重要な顧客であったということと、過去の先輩が粉飾を認めてきたというようなこともあつてこういうことになったのではないかと想像しています。私自身、このような古い体質にびっくりしているわけなのですが、でも……。

そういう面で、事務所の体制自身も大きく変えなければいけないということはあると思います。何か特定のグループが特定の会社を長期間やるというようなことは、やはり変えていかなくてはならないと思います。

これはいろいろな法人に私ども要請してそれを実行していただいているわけですが、パートナーのローテーションをどんどんしなくてはいけない。ただ、これは効率性の問題がありまして、あまり変え過ぎると会社が困るという問題があります。今回は、アメリカ並みに筆頭社員については5年、その他の社員については7年ということを実行したということで、これは全く違う者がやるわけですから、かなりよい影響が出るのではないかと考えております。

あともう一つは、体質的な問題で、やはり審査体制をきちんとするということです。業務執行社員と審査担当社員の間に意見の相違があれば、上級審査できちんとした判断を下すということです。その辺のところは確実にできれば、こういうような監査上の問題事項が減少していくのではないかと思います。会計不祥事をゼロにすることはできませんけれども、少なくすることはできるのではないかと思います。

○関部会長 だんだん時間がなくなってきたのですが、できるだけ多くの方からいろいろな意見を頂きたいと思います。

どうぞ。

○増田（雅）委員 ありがとうございます。本日初めて参加させていただきましたけれども、新聞社でいろいろな経済報道に携わっている立場から見ましても、今回の監査法人及び公認会計士の信頼をいかに回復するかというのは、非常に重要な問題だというふうに認識しています。

先ほど、仲田参考人から、監査業務というのは極めて重要な社会インフラであつて、資本市

場システムへの信認の根幹部分であるというお話ありましたけれども、全く同感であります。

今、まさに一連のいろいろな会計不祥事と言われるものが起きて、その市場システムへの信認が揺らいでいるのではないかというふうに私は理解しておりまして、それをいかにして信頼を回復するかというための対策を考えるのが今回の部会の役割であるというふうに認識しております。

いろいろ論点がありますけれども、その中で、特に信認を傷つけるような行いをした会計士あるいは監査法人、それに対するペナルティのあり方というのが1つ大変重要な論点になって、当部会でも取り上げられているのだというふうに考えておりますけれども、これについて今日の藤沼会長のご説明、それから過去の議事録等も読ませて頂きましたけれども、監査法人は一般事業会社といろいろ違って特殊性があるのだと。それから、刑事罰を受けるということになると、監査事務所は大変脆弱性があるから存続に直結する問題になりかねないのだというふうに言われております。

確かに、監査法人が一般事業会社とその成り立ちであるとか、組織の在り方というのが違うというのはそのとおりでありますから、それが両罰規定の対象になじむのかどうかという点については、いろいろ検討する必要があるというふうに考えますが、私のような素人目から見て、問題を起こしたのが単なる倫理意識の低い公認会計士さんであるというような場合はともかくとして、仮にこれから事務所ぐるみ、監査法人ぐるみでそういう不正行為に加担するとか、隠蔽するとかというようなケースが出てきた場合でも、現行制度のようにその法人事務所が刑事罰の対象にならないというのはちょっとおかしな気もするなというふうに感じているところであります。

前回、杉山の方からも問題提起したと思うのですけれども、証券取引等監視委員会からも建議が出ておりまして、両罰規定が必要だという意見もあるようですから、ぜひ必要だという意見の人からその理由、それをぜひ聞いてみたいなというふうに考えます。

それから、第2点の、監査事務所は脆弱性があって、刑罰を受けると存続性に問題が生じるのだというお話なのですけれども、刑罰を受ければ信頼が大きく傷つくというのは一般の事業会社も全く同様ではないかなと。刑罰を受けた結果、クライアントが逃げていく、もしくは消費者が離れていくかどうかというのは、そういう処分を受けた法人が再発防止策なり信頼回復策なりをどういうふうにつくり上げて、それに対してクライアントや消費者の共感を十分得られるかどうかというところにかかってくるのではないかというふうに感じております。

それから、ペナルティという点では、これは刑罰にかかわらず行政処分でも同様ですけれど

も、八木委員からもお話がありましたけれども、顧客への影響をどう考えるかというのは、1つポイントではないだろうか。

確かに我々の取材の現場からの声を聞いておりましたが、今回の中央青山の件では大変多くの顧客企業が影響を受けたと。中には、我々には何の落ち度もないのに何でこんなに苦労しなければいけないのかという声も大分上がっているというふうに聞いておりますから、そのくらいでないで処分の効果がないというご意見もあろうかとは思いますが、その辺の兼ね合いをどう考えるものかというのもぜひ検討して頂きたいというふうに思います。

以上です。

○関部会長 どうぞ。

○澤田委員 澤田でございます。

いろいろご意見を聞かせて頂いて、考えるところはあるのですが、先ほど伊藤委員がおっしゃった、本質的な問題はどこにあるのかということですが、これは私自身は、前回八田先生がおっしゃったように、究極的にはやはり監査人自身の独立性の問題と監査事務所内部のコミュニケーションの問題に尽きると認識しております。

公の議論になりますと、必ず監査事務所の組織としての対応が全面的に出てくるわけですが。現実の監査現場におきましては、正直言いますと、相当いろいろな圧力がかかります。と言いますのは、不適正意見を書くということはその会社を証券市場から追い出すということですから、相当のプレッシャーがあります。

ただ、いろいろな問題事案の中で、例えば監査事務所内で在庫が著しく増加し溜まっているよねというような話が、近くの間とコミュニケーションが本当にとられておれば、それはちょっと待てという判断も当然出てくるわけです。ただ、外部から見れば、多分監査意見の妥当性については、より厳重な審査を行い、不祥事が発生しない仕組みにしてくださいということになります。しかし、ある意味では監査の現場できちんとした対応ができなくて、上級審査、さらに上級審査ということになれば、だれも意見を決めないという、非常に無責任な体質を逆につくる可能性があるという逆説的な……。

だから、ここでは、法人の責任と監査人自身の責任とを明確に区別して議論をお願いしたいと思います。すなわち、監査の意見表明については少なくとも現場の責任者とその意見審査担当者で、概ね95%は全部意見は決まっています。このような状態で、現場を軽視し、すべてを上級審査にかけないといけないという重装備の組織で監査をやっていきますと、効率性とか合目的性というのは全く無視され、実効性のある監査ができなくなります。そういう意味では、

1つのプロダクトをトップダウンの戦略を持って提供している一般事業会社とは、法人の行為の仕方は違いますというのが私の意見です。

それと、もう一つ、初め八木委員の方で監査のレベルというお話があり、また、先ほど大崎委員からも、監査でも上場会社の監査、その中でもいわゆる時価総額によって程度の差があるのではないかとというようなお話がありました。

まさしく、私自身は少なくとも規模的な問題は別として、社会的責任という側面から株式を公開している会社を振り分けて取り扱うというのは非常に難しいと思いますが、それ以外の会社の監査については何らかの区別があってしかるべきだと思います。つまり、監査の品質を落とそうなどということは一切ありませんが、それぞれの監査ニーズに対応してオーディターに求める要件とか監査手続の適用の仕方というのは、これはまさしく異なっていないと。全ての監査に同じ鎧兜をつけて、何兆円企業と数億円にも行かないような売り上げ企業に対応することは、監査の本質は変わらないのですが、そこに行く要件的なものまで一律にガチガチにしてしまうことになり、広がろうとする監査に対する社会の期待に応えられないという感じがいたします。

この場で議論されているのは、証券市場の中でも相当程度規模の大きなところをターゲットにされて議論されていますが、そうではない領域というか、成長過程のベンチャー企業をどう育成するかというような面もございますので、監査に対する規律についても一定の棲み分けがあってもいいのではと、その辺の議論もよろしくお願ひしたいと思います。

○増田（宏）委員 先ほど藤沼会長の方で、一般事業会社と監査法人がどう相違するかという話をしました。逆に、それでは監査法人と監査実施者の関係に似ているところなのですが、例えば弁護士法人における所属弁護士との関係、あるいは病院とそれに所属する医師との関係に似ていると思いますね。

この点で、例えば最近裁判で判決が出たようですが、慈恵医大青戸病院事件というのがあります。この事件では、担当医師の方と部長の方が刑事罰を下されたわけですが、この話について具体的に話す時間はあまりないのですが、そういう意味で監査の場合も監査法人と監査の実施者の関係というのは、非常に医者と病院の関係に似ているのですね。つまり、先ほど澤田副会長が話をしましたように、患者と手術等を行った医師との間でほとんど完結してしまう。それをどうチェックするかということが一番問題だと思うのです。その体制をつくるのが病院側の責任者なり管理者の立場と思います。

同じように、監査法人においても監査法人の経営責任者というのは審査なりの品質管理のチ

チェック体制という仕組みとしてつくるということが大事なわけです。

それに加えて、例えば倫理観の問題についてもそうですけれども、そういう教育をきちんとやるとか、あるいはシステム的なエラーがあるかどうかということをチェック体制を整備していくとか、後日チェックするとか、そういったことを行っていくことによって、監査法人としての責任を果たしていくということになっていまして、お医者さんがその現場で手術が終わったということになりますと、これはもう後でどうしようもないというのと同じで、ほとんど99%監査実施者のところで監査業務は終わってしまうのです。そのところは理解頂きたいと思うのです。

どちらかという監査人はお医者さんに近いのではないかと思います。最近の監査基準だと会計基準の複雑性、高度化のスピードは大変なものであり、後で全部見直してチェックするなどということはできない。それをご理解頂かないといけないと思います。

監査法人は一般事業会社と言うより、どちらかという病院の仕組みに近いというふうに考えて頂きたいと思っております。ぜひ申し上げておきたかったのでお話し致しました。

○関部会長 どうぞ。

○斎藤委員 今、澤田委員、増田委員からお話しがあったとおり、監査意見の形成が実施者それから審査担当者のレベルまでで事実上大半決まってしまうし、またそうでなければいけないというのはおっしゃるとおりだと思います。ただ、そのことと意見に対して監査法人が責任をとるか取らないかというのは必ずしも同じ問題ではないのです。公認会計士協会の資料の6ページの1の②を見ますと、読み方によっては、意見については法人は責任をとらないと書いてあるように見えるのです。

ちなみに、アメリカSECにファイルされているアニュアルレポートの監査報告書は、サインが法人名になっています。あれは、法人でサインしているけれども法人では責任をとらないという意味なのかどうか、その辺をお伺いしたいのです。

○関部会長 大事な話なので、藤沼会長、いかがですか。

○藤沼委員 法人の責任がないということは言っているわけではなくて、法人は責任はあると思います。

今言っているのは、刑事罰の関係で言っているわけですし、アメリカの場合もLLPということで、法人はもしこの損害賠償を受けた場合には、法人の財産の範囲内で払うということなんです。あと、それに担当した監査の担当者及び意見形成に関与した審査委員は全部無限連帯で責任を負うという形になっております。今お話しをしている今度の有限責任制度については、L

LCになると思いますけれども、基本的には法人全体で例えば損害を受けた投資家からの請求があった場合には、こちらに大きな過失等があれば、法人全体で責任を負うことになると思います。

ただ、その仕事に関与していない個人の社員の財産までも巻き込んで責任追及するのではなくて、法人の財産とそれに担当した関与社員については無限連帯責任ということで対応しようということで、法人の責任が全くなくなるということは私どもは言っているわけではありません。

○関部会長 活発にご議論頂いて大変うれしく思っているのですが、だんだん時間もなくなってきました。まだまだこの会は続きますし、いろいろなご意見をご披露いただく機会はあると思いますので、今日はこの辺で一応終わらせて頂きたいと思っております。大変どうもありがとうございました。

事務局の方から、連絡事項を含めてお願いいたします。

○池田企業開示課長 次回の会合ですけれども、次回は7月10日月曜日の10時から開催をさせて頂きたいと考えております。詳細につきましては、改めて事務局の方からご連絡をさせて頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

午後0時04分 閉会